

スマホ補償サービス利用規約 新旧対照表

旧	新																																														
<p>第1条（総則） 近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が別に定めるモバイルサービス タイプa 契約約款またはモバイルサービス タイプd契約約款（総称して、以下「モバイルサービス契約約款」といいます。）およびスマホ補償サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）により「スマホ補償サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。</p>	<p>第1条（総則） 近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が別に定めるモバイルサービス タイプa 契約約款またはモバイルサービス タイプd契約約款（総称して、以下「モバイルサービス契約約款」といいます。）およびスマホ補償サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）により「スマホ補償サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。</p>																																														
<p>第3条（用語の定義） 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モバイルサービス</td> <td>当社がモバイルサービス タイプa 契約約款またはモバイルサービス タイプd 契約約款に基づいて提供するサービス。</td> </tr> <tr> <td>モバイルサービス契約</td> <td>当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。</td> </tr> <tr> <td>主サービス加入者</td> <td>インターネット約款第4条（サービスの種類とプラン種別）に定める、第1種または第3種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。</td> </tr> <tr> <td>モバイルサービス契約者</td> <td>当社とモバイルサービスの契約を締結している者。</td> </tr> <tr> <td>本契約</td> <td>本規約に基づき、当社から本サービスの提供を受けるための契約。</td> </tr> <tr> <td>本契約者</td> <td>当社と本契約を締結しているモバイルサービス契約者。</td> </tr> <tr> <td>補償対象事故</td> <td>自然故障（メーカー保証期間1年間は除きます。）、破損、水濡れの事故（紛失・盗難・自然災害は除きます。）。</td> </tr> <tr> <td>登録端末</td> <td>当社が指定する端末のうち本契約者がモバイルサービス契約の申し込みと同時に購入し、当社の顧客管理システムに登録された端末。</td> </tr> <tr> <td>故障端末</td> <td>補償対象事故を生じた登録端末。</td> </tr> <tr> <td>交換端末</td> <td>補償対象事故が生じた場合に、故障端末と交換に当社が提供する端末。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（追加）</u></p>	用語	用語の意味	モバイルサービス	当社がモバイルサービス タイプa 契約約款またはモバイルサービス タイプd 契約約款に基づいて提供するサービス。	モバイルサービス契約	当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。	主サービス加入者	インターネット約款第4条（サービスの種類とプラン種別）に定める、第1種または第3種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。	モバイルサービス契約者	当社とモバイルサービスの契約を締結している者。	本契約	本規約に基づき、当社から本サービスの提供を受けるための契約。	本契約者	当社と本契約を締結しているモバイルサービス契約者。	補償対象事故	自然故障（メーカー保証期間1年間は除きます。）、破損、水濡れの事故（紛失・盗難・自然災害は除きます。）。	登録端末	当社が指定する端末のうち本契約者がモバイルサービス契約の申し込みと同時に購入し、当社の顧客管理システムに登録された端末。	故障端末	補償対象事故を生じた登録端末。	交換端末	補償対象事故が生じた場合に、故障端末と交換に当社が提供する端末。	<p>第3条（用語の定義） 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モバイルサービス</td> <td>当社がモバイルサービス契約約款に基づいて提供するサービス。</td> </tr> <tr> <td>モバイルサービス契約</td> <td>当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。</td> </tr> <tr> <td>主サービス加入者</td> <td>当社がインターネット約款に定めるインターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。</td> </tr> <tr> <td>モバイルサービス契約者</td> <td>当社とモバイルサービスの契約を締結している者。</td> </tr> <tr> <td>本契約</td> <td>本規約に基づき、当社から本サービスの提供を受けるための契約。</td> </tr> <tr> <td>本契約者</td> <td>当社と本契約を締結しているモバイルサービス契約者。</td> </tr> <tr> <td>補償対象事故</td> <td>自然故障（メーカー保証期間1年間は除きます。）、破損、水濡れの事故（紛失・盗難・自然災害は除きます。）。</td> </tr> <tr> <td>登録端末</td> <td>本契約者が当社より購入し、当社の顧客管理システムに登録された端末。なお、当社より新たに端末の購入または本サービスにより端末交換が行われた場合は、購入後または交換後の端末を登録端末とします。</td> </tr> <tr> <td>故障端末</td> <td>補償対象事故を生じた登録端末。</td> </tr> <tr> <td>交換端末</td> <td>補償対象事故が生じた場合に、故障端末と交換に当社が提供する端末。</td> </tr> <tr> <td>利用料金等</td> <td>別に定める料金表に記載する、利用料金および交換端末購入負担金。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	モバイルサービス	当社がモバイルサービス契約約款に基づいて提供するサービス。	モバイルサービス契約	当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。	主サービス加入者	当社がインターネット約款に定めるインターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。	モバイルサービス契約者	当社とモバイルサービスの契約を締結している者。	本契約	本規約に基づき、当社から本サービスの提供を受けるための契約。	本契約者	当社と本契約を締結しているモバイルサービス契約者。	補償対象事故	自然故障（メーカー保証期間1年間は除きます。）、破損、水濡れの事故（紛失・盗難・自然災害は除きます。）。	登録端末	本契約者が当社より購入し、当社の顧客管理システムに登録された端末。なお、当社より新たに端末の購入または本サービスにより端末交換が行われた場合は、購入後または交換後の端末を登録端末とします。	故障端末	補償対象事故を生じた登録端末。	交換端末	補償対象事故が生じた場合に、故障端末と交換に当社が提供する端末。	利用料金等	別に定める料金表に記載する、利用料金および交換端末購入負担金。
用語	用語の意味																																														
モバイルサービス	当社がモバイルサービス タイプa 契約約款またはモバイルサービス タイプd 契約約款に基づいて提供するサービス。																																														
モバイルサービス契約	当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。																																														
主サービス加入者	インターネット約款第4条（サービスの種類とプラン種別）に定める、第1種または第3種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。																																														
モバイルサービス契約者	当社とモバイルサービスの契約を締結している者。																																														
本契約	本規約に基づき、当社から本サービスの提供を受けるための契約。																																														
本契約者	当社と本契約を締結しているモバイルサービス契約者。																																														
補償対象事故	自然故障（メーカー保証期間1年間は除きます。）、破損、水濡れの事故（紛失・盗難・自然災害は除きます。）。																																														
登録端末	当社が指定する端末のうち本契約者がモバイルサービス契約の申し込みと同時に購入し、当社の顧客管理システムに登録された端末。																																														
故障端末	補償対象事故を生じた登録端末。																																														
交換端末	補償対象事故が生じた場合に、故障端末と交換に当社が提供する端末。																																														
用語	用語の意味																																														
モバイルサービス	当社がモバイルサービス契約約款に基づいて提供するサービス。																																														
モバイルサービス契約	当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。																																														
主サービス加入者	当社がインターネット約款に定めるインターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。																																														
モバイルサービス契約者	当社とモバイルサービスの契約を締結している者。																																														
本契約	本規約に基づき、当社から本サービスの提供を受けるための契約。																																														
本契約者	当社と本契約を締結しているモバイルサービス契約者。																																														
補償対象事故	自然故障（メーカー保証期間1年間は除きます。）、破損、水濡れの事故（紛失・盗難・自然災害は除きます。）。																																														
登録端末	本契約者が当社より購入し、当社の顧客管理システムに登録された端末。なお、当社より新たに端末の購入または本サービスにより端末交換が行われた場合は、購入後または交換後の端末を登録端末とします。																																														
故障端末	補償対象事故を生じた登録端末。																																														
交換端末	補償対象事故が生じた場合に、故障端末と交換に当社が提供する端末。																																														
利用料金等	別に定める料金表に記載する、利用料金および交換端末購入負担金。																																														
<p>第4条（本サービスの内容） 当社は、本契約者に対して、第5条（端末交換サービスの内容）に定めるサービスを提供します。 2 当社は、利用料金等の支払いがない、または遅延している主サービス加入者および本契約者には、支払いの履行が確認されるまで、本サービスの提供を保留することができるものとします。</p>	<p><u>（削除）</u></p>																																														
<p>第5条（端末交換サービスの内容） 端末交換サービスは、登録端末に補償対象事故が生じた場合に、登録端末を交換端末と交換できるサービスです。 2 端末交換サービスを利用できるのは第8条（契約期間）第3項に定める契約期間内において、2回までとします。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第4条（本サービスの内容） 当社は、本契約者に対して、登録端末に補償対象事故が生じた場合に、故障端末を交換端末と交換できるサービスを提供します。 2 本サービスを利用できるのは第8条（契約期間）第1項に定める契約期間内において、2回までとします。なお、本サービスの端末の補償および交換は、契約期間の最終月の末日までとします。 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、利用料金等の支払いがない、または遅延している主サービス加入者および本契約者には、支払いの履行が確認されるまで、本サービスの提供を保留することができるものとします。</p>																																														
<p>第6条（本サービスの提供除外事由） (略)</p>	<p>第5条（本サービスの提供除外事由） (略)</p>																																														
<p>第7条（申し込み） 本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意の上、当社所定の方法により、本サービスの利用を申し込むものとします。ただし、本サービスは、モバイルサービス契約の申し込みと同時に、当社が指定する端末を購入する場合に限り、申し込むことができるものとします。 (略)</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第6条（申し込み） 本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意の<u>うえ</u>、当社所定の方法により、本サービスの利用を申し込むものとします。ただし、本サービスは、当社からの端末購入と同時に申し込む必要があります。 (略)</p> <p>第7条（本契約の成立と利用開始日） 本契約は、当社が本サービスの申し込みを承諾した時点で成立するものとします。 2 本サービスの利用料金の課金開始日を本サービスの利用開始日と定めます。</p>																																														

スマホ補償サービス利用規約 新旧対照表

<p>第8条 (契約期間) <u>本契約は、当社が本サービスの申し込みを承諾した時点で成立するものとします。</u> <u>2 本契約の利用料金の課金開始日は、モバイルサービス契約における課金開始日と同一日とします。</u> 3 <u>本サービスには契約期間があります。契約期間は本サービスの課金開始日の属する月から起算して24ヵ月とし、最終月の末日を以て契約満了とします。解約後は、端末の補償、交換はいたしません。</u> 4 <u>本サービスの端末の補償および交換は、契約期間の最終月の末日までとします。</u> <u>(追加)</u></p>	<p>第8条 (契約期間) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 本契約には契約期間があります。契約期間は本サービスの課金開始日の属する月から起算して24ヵ月とし、最終月の末日を以て契約期間満了とします。<u>契約期間満了後は、端末の補償、交換はいたしません。</u> <u>(削除)</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、契約期間満了までに当社より新たに端末を購入された場合、本契約は終了するものとします。</u></p>
<p>第9条 (端末交換サービスの利用手続き) 主サービス加入者および本契約者は、<u>端末交換サービスを利用する場合</u>、別紙の「本サービスの利用に関する事項」に定める方法、条件に従い、当社に申し込みをするものとします。</p>	<p>第9条 (本サービスの利用手続き) 主サービス加入者および本契約者は、<u>端末交換をする場合</u>、別紙の「本サービスの利用に関する事項」に定める方法、条件に従い、当社に申し込みをするものとします。</p>
<p>第10条 (料金等) <u>本サービスの利用料金、端末交換時のご負担金(以下「利用料金等」といいます。)は、別表で定める料金表によります。</u> <u>(追加)</u> <u>2 主サービス加入者は、本サービスの課金開始日から本契約の解約があった日の属する月の末日までの期間について、利用料金を支払うものとします。</u> <u>3 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じた場合においても、主サービス加入者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。</u> <u>4 利用料金について、日割計算はいたしません。</u> <u>5 主サービス加入者は、料金表記載の金額を支払うものとします。なお、請求金額は税抜金額の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。</u></p>	<p>第10条 (料金等) <u>利用料金等は、別に定める料金表に記載のとおりとします。主サービス加入者は料金表に従って、利用料金、交換端末購入負担金を当社に支払うものとします。</u> <u>2 本サービスの利用料金の課金開始日は、モバイルサービス契約における課金開始日と同一日とします。</u> <u>3 主サービス加入者は、本サービスの課金開始日から本契約の解約があった日の属する月の末日までの期間について、利用料金を支払うものとします。</u> <u>4 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じた場合においても、主サービス加入者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。</u> <u>5 利用料金について、日割計算はいたしません。</u> <u>(削除)</u></p>
<p>第14条 (本サービスの利用制限) (略) <u>(追加)</u> <u>(1) 地震、洪水、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が困難であると判断した場合</u> <u>(追加)</u> <u>(2) 当社が業務上やむを得ないと判断した場合</u> (略)</p>	<p>第14条 (本サービスの利用制限) (略) <u>(1) 本サービスのシステムについて故障、保守、メンテナンスを行う場合</u> <u>(2) 地震、洪水、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が困難であると判断した場合</u> <u>(3) 本契約者が、第15条(禁止行為)に該当する行為を行った場合</u> <u>(4) 当社が業務上やむを得ないと判断した場合</u> (略)</p>
<p>第20条 (当社による契約の解約) 本契約者が、モバイルサービス契約を解約した場合、同時に本契約も解約されるものとします。 <u>2 主サービス加入者が当社インターネット約款第4条(サービスの種類とプラン種別)に定める、第1種または第3種インターネット接続サービスおよびデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの全てを解約した場合、同時に本契約も解約されるものとします。</u> <u>3 当社は、本契約者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに本契約を即時解約できるものとします。なお、この場合、本契約者が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解約することがあることを本契約者はあらかじめ了承するものとします。</u> (1) 本契約者が、本規約に違反したと当社が判断したとき (2) 本契約を継続することが不相当と当社が判断したとき <u>4 主サービス加入者および本契約者は、本契約が解約された場合、本契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。</u> <u>5 主サービス加入者および本契約者は、事由の如何を問わず、本サービス利用中に係る一切の債務は、本契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。</u></p>	<p>第20条 (当社による契約の解約) 本契約者が、モバイルサービス契約を解約した場合、同時に本契約も解約されるものとします。 <u>(削除)</u> <u>2 当社は、本契約者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに本契約を即時解約できるものとします。なお、この場合、本契約者が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解約することがあることを本契約者はあらかじめ了承するものとします。</u> (1) 本契約者が、本規約に違反したと当社が判断したとき (2) 本契約を継続することが不相当と当社が判断したとき <u>3 主サービス加入者および本契約者は、本契約が解約された場合、本契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。</u> <u>4 主サービス加入者および本契約者は、事由の如何を問わず、本サービス利用中に係る一切の債務は、本契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。</u></p>

スマホ補償サービス利用規約 新旧対照表

<p>第23条（分離可能性） 本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により、無効または執行不能と判断された場合であつても、本規約の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。</p>	<p>第23条（分離可能性） 本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。</p>
<p>附則（実施期日） この規約は、<u>2023年2月1日</u>から実施します。</p>	<p>附則（実施期日） この規約は、<u>2024年11月1日</u>から実施します。</p>
<p>別紙「本サービスの利用に関する事項」 第1条（端末交換サービスの利用手続き） （略）</p>	<p>別紙「本サービスの利用に関する事項」 第1条（端末交換の利用手続き） （略）</p>
<p>第3条（事故申告書および故障端末等の送付） （略） 3 主サービス加入者および本契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、当社が指定する支払期日までに登録端末代金として相当額を、当社が指定する支払方法に従い支払うものとします。 （略）</p>	<p>第3条（事故申告書および故障端末等の送付） （略） 3 主サービス加入者および本契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、当社が指定する支払期日までに交換端末代金として相当額を、当社が指定する支払方法に従い支払うものとします。 （略）</p>
<p>第4条（故障端末のデータ消去） 本契約者は、故障端末の送付前に、故障端末内に記録された一切のデータ（故障端末の出荷時点で記録されていたデータ等本契約者では消去できないデータは除きます。）を全て消去しなければなりません。送付された故障端末にデータが保存されていた場合であっても、当社は、当該データに関する損害について、一切の責任を負いません。また、故障端末に記録されたデータの交換端末への移行は、本契約者自身の責任で実施するものとします。</p>	<p>第4条（故障端末のデータ消去） 本契約者は、故障端末の送付前に、故障端末内に記録された一切のデータ（故障端末の出荷時点で記録されていたデータ等本契約者では消去できないデータは除きます。）をすべて消去しなければなりません。送付された故障端末にデータが保存されていた場合であっても、当社は、当該データに関する損害について、一切の責任を負いません。また、故障端末に記録されたデータの交換端末への移行は、本契約者自身の責任で実施するものとします。</p>